

和歌山城シンポジウム開催支援業務プロポーザル実施要領

公表日：令和7年10月1日

(2025年)

1 募集の概要

(1) 名 称

和歌山城シンポジウム開催支援業務

(2) 目 的

本業務は、和歌山城の魅力や歴史的価値を広く発信し、市民及び観光客の関心を高めることを目的として実施するシンポジウムの開催支援業務である。

シンポジウムの第1部では、和歌山市と関わりのあるタレントによる記念講演を実施する。また、第2部では、有識者を招聘して、2026年放映予定のNHK大河ドラマ「豊臣兄弟！」の主人公である豊臣秀長や兄の豊臣秀吉等と本市の歴史を関連付けたパネルディスカッションを開催し、ドラマを契機とした歴史や地域資源への関心を喚起することで、今後の観光振興や地域活性化につなげる。

これらの取組を通じて、本市と歴史的に関わりのある人物を主人公とした大河ドラマの放映という好機を最大限に活かし、和歌山城のさらなる認知度向上と来訪促進を図るものである。

受託者はこのことを踏まえ、シンポジウムが効果的に開催、運営できるよう、本市の支援を行うものとし、業務の受託者を広く公募する。

(3) 業務内容 別添仕様書のとおり

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 事務局

和歌山市 産業交流局 観光国際部 和歌山城整備企画課

「和歌山城シンポジウム開催支援業務」担当

所在地：和歌山市一番丁3番地 わかやま歴史館1階

電話／FAX：073-435-1044／073-435-1150

メールアドレス：wakayamajo@city.wakayama.lg.jp

(6) 受付時間

持参による書類等提出の受付は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。郵送による書類等提出については、全て各期日までの必着とする。

(7) 日程

実施要領公表：令和7年10月1日(水)

参加資格確認申請書受付：令和7年10月1日(水) 午前9時から
10月10日(金) 午後5時まで

参加資格確認通知書送付：令和7年10月17日(金)(予定)

質問受付：令和7年10月22日(水) 午前9時から
10月24日(金) 午後5時まで

企画提案書提出：令和7年10月27日(月) 午前9時から

10月31日（金）午後5時まで

企画提案評価：令和7年11月6日（木）（予定）

結果通知：令和7年11月13日（木）（予定）

契約締結日：令和7年11月20日（木）（予定）

2 見積限度額（予定価格）

1, 474, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、契約額は、提案された見積金額に市が選定した記念講演を行うタレントに係る謝金等の経費を加えた金額とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

（1）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。

イ 宗教活動又は政治活動を目的とするもの。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。

（2）次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。

ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）

イ 消費税及び地方消費税

ウ 所得税又は法人税

（3）実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（4）前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

（6）和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）の規定により競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

（7）平成27年度以降に、次のいずれかが発注した業務（講演とパネルディスカッションを含むシンポジウムの開催に係る業務に限る。）に係る契約を元請又は下請として適正にその履行を完了した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績にあつては、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上あったものに限る。

ア 国又は地方公共団体

イ 法人税法（昭和40年法律第34条）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）

4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

（1）提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 参加資格（2）に示す確認資料

（ア）本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式2）を提出すること。

（イ）消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書の様式その3の3を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 履行実績調書（業務実施体制、実施内容、契約書及び仕様書の写しを含むこと。）（様式3）

（2）受付期間：令和7年10月10日（金）午後5時まで（必着）

（3）提出場所：前記1（5）に同じ

（4）提出方法：持参又は郵送（電送等による提出は受理しない。）

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日：令和7年10月17日（金）（予定）

6 質問の受付及び回答

（1）受付期限：令和7年10月24日（金）午後5時まで（必着）

（2）質問方法：メールにより、質問書（様式4）を提出すること。質問方法以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

（3）質問先：前記1（5）に同じ

（4）回答方法：質問者に対してメールにより回答するとともに、和歌山市ホームページにより公表する。電話や口頭による質問や期限後の質問は受け付けない。

7 企画提案書の提出

（1）提出書類

ア 企画提案書 正本1部＋副本9部（任意様式 A4用紙 10ページ程度で、仕様書の内容に基づき、評価項目に沿ってわかりやすくまとめること。）

イ 事業見積書（消費税及び地方消費税を含む。） 正本1部＋副本9部（A4用紙に限る。）

※積算の明細、根拠が分かるように記載すること。

(2) 提出期間 : 令和7年10月27日(月)から10月31日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出場所 : 前記1(5)に同じ

(4) 提出方法 : 持参又は郵送(電送等による提出は受理しない。)

※持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間に直接持参すること。

※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

(5) 提出制限 : 企画提案書は、1事業者について1件を限度とする。

8 評価方法

本プロポーザルの評価は、次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

提出された企画提案書、プレゼンテーションの内容について、下記9 評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者(以下「受託候補者」という。)として特定する。

(2) 評価についての注意事項

ア 最高得点の者が複数となった場合は、審査委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数となった場合には審査会協議のうえ委員長が受託候補者を特定する。

イ 受託候補者が辞退を申し出た場合や失格事項に該当した場合は、次順位の提案者を受託候補者とする。

ウ 本プロポーザルに参加した事業者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定することができる。

エ 提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(3) 開催日時及び場所等

ア 実施内容 : 企画提案説明に20分、質疑応答に10分とする。

イ 開催日 : 令和7年11月6日(木)(予定)

ウ 開催場所 : 和歌山市一番丁3番地 わかやま歴史館3階会議室

※ただし、正式な日時等詳細については、後日通知する。

(4) プレゼンテーションの注意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書の提出が遅かった者からとする。

イ 提出された企画提案書に基づいて行う。

ウ 当日の選定委員への追加資料の配布は、一切認めない。

エ 1者3人までの参加とする。

オ 他者のプレゼンテーションを傍聴することは一切認めない。

カ プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて実施する。ただし、応募者で用意するタブレット端末等の使用は妨げない。(特にプレゼンテーションで用いたい機材等がある場合は事前に事務局に申し出ること。)

(5) 評価結果の通知

評価結果については、プロポーザル評価結果通知書（令和7年11月13日（木）送付予定）により通知する。

9 評価基準及び配点

評価基準		配点
(1) 業務実施体制（配点：10点／100点）		
① 執行体制 業務に必要な知識や経験を有する担当者の配置及び業務遂行に必要な人員体制が確保されており、適正な執行体制となっているか。		5点
② 業務実績 同種・類似業務で十分な実績を有しているか。		5点
(2) 企画内容（配点：90点／100点）		
① シンポジウムのテーマ、コンセプト 和歌山市の方針に沿った魅力的で集客力のあるテーマ、コンセプトが提案されているか。		10点
② パネルディスカッションの内容 パネリストの数や人選の方針について、テーマとの関連性、専門性、発信力、そして多様性が考慮されたものとなっているか。		20点
③ 実施スケジュール シンポジウム実施までのスケジュールが、適切で効果的な内容になっているか。		5点
④ 広報、プロモーション 広報・プロモーションについて、シンポジウムの内容が正しく理解され、集客を促す効果的な方法となっているか。		15点
⑤ 価格評価 評価点 = 配点 × { 1 - (提案者の見積額 - 最低見積額) / 見積限度額 }		30点
⑥ 独自提案 シンポジウムの集客を高めるために有効な独自提案がされているか。（ただし、提案限度価格内で実現可能で、シンポジウム助成事業の助成対象となるものに限る。追加予算を必要とするものは不可。）		10点
合 計		100点

○評価点数

評価視点	評価点数				
特に優秀である	5	10	15	20	30
優秀である	4	8	12	16	24
満足できる	3	6	9	12	18
一部物足りなさを感じる	2	4	6	8	12
満足できない部分が多い	1	2	3	4	6
全く満足できない	0	0	0	0	0

10 失格事項

本プロポーザルに参加した事業者又は提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その事業者を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

- (2) 企画提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 企画提案書の提出期限後に企画提案に係る書類に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 事業見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

1 1 契約に関する事項

(1) 委託金の支払い

委託金の支払いは、事業完了後の全額支払いが原則であるが、有識者等への謝金等の支払上必要である場合は、協議により委託金の7割を限度に前金払いの請求を可能とする。

(2) 契約保証金

和歌山市契約規則（平成15年5月30日規則第83号）第32条第1号の規定により契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第34条各号のいずれかに該当する場合は不納付とする。

(3) 契約書作成の要否

必要である。

1 2 その他留意事項

(1) 提出期限以降における企画提案に係る書類の差替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は、返却しない。なお、選定された企画提案書等については、市民等への説明（公表）において必要があるときは、市は同意なく無償で使用するものとする。

(4) プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあつては本実施要領に同意の上申請を行うものとする。

(5) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。

(6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、事業者の負担とする。

(7) 受託候補者特定後、業務委託期間前であっても、本市から資料等の提出を依頼する場合がある。この場合に資料等の作成に要した費用等についても、(6)と同様とする。

(8) その他諸般の事情により本募集の中止が決定した場合、応募者の有無に関わらず、本募集業務の中止、選定業務の中止、その後の許可等を行わない場合等がある。その場合、準備に要した費用についても、(6)と同様とする。

(9) 受託候補者特定後、業務委託期間前における引継ぎ業務に係る費用については、事業者の負担とする。